

別紙 介護保険利用料金表

(1単位 10.42円 ×利用単位数 の1～3割が自己負担額)

職 種	サービス内容	8 時～18 時 (介護予防)	早期6時～8時 夜間1 8時～22時 (介護予防)	深夜22時～翌6時 (介護予防)
看護師	20 分未満	314単位 (303 単位)	393単位 (379 単位)	471単位 (455 単位)
	30 分未満	471 単位 (451 単位)	589単位 (564 単位)	707単位 (676 単位)
	30 分以上	823単位 (794 単位)	1029単位 (992単位)	1235単位 (1191 単位)
	60 分未満			
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128単位 (1090単位)	1410単位 (1363 単位)	1692単位 (1635 単位)
理学療法士等	1回あたり20分	294単位 (284単位) 1週間に6回が限度 ※1日に3回以上の場合、所定単位数に90/100、介護予防の場合は50/100を乗じた単位数。介護予防の場合、12月を超える訪問は1回につき5単位減算。		
共 通	サービス提供体制強化加算	I 1 回につき6単位		
定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護				
●2961 単位/月 (要介護 5 の場合 800 単位/月 加算) ●サービス提供体制強化加算 I 50 単位/月 ●特別指示書等により医療保険の訪問看護を利用の場合 97単位減算/日				
訪問看護開始にあたっては以下のいずれかが加算され				
●初回加算 I 350単位/月(退院日に初回訪問を行った場合) II 300単位/月(退院日以降に初回訪問を行った場合) ●退院時共同指導加算 600単位/月				
利用者の希望により、下記が加算されます				
●緊急時訪問看護加算 I 600単位/月				
病状により以下が加算されます				
●特別管理加算 I 500単位/月 ●特別管理加算 II 250単位/月 ●複数名訪問看護加算 30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回 ●長時間訪問看護加算 300単位/回 ●ターミナルケア加算 2500単位/死亡月 ●専門管理加算 250単位/月				
看護体制・連携の状況により以下が加算されます				
●看護体制強化加算 I 550単位/月 看護体制強化加算 II 200単位/月 介護予防 100単位/月 ●看護・介護職員連携強化加算 250単位/月 ●口腔連携強化加算 50単位/回 (月1回まで)				
その他の料金				
●死後の処置料 15,000円 ●保険外衛生材料 実費(ステーションの取り決めによる) ●交通費(実施地域外) 交通機関利用の場合の実費額 (明石市内は交通費はかかりません)				